

## 平成26年度第3回 京都市環境影響評価審査会

### 【 摘 録 】

日 時：平成26年12月10日 10:00～11:45

場 所：職員会館かもがわ3階 大多目的室

出席者

委 員：①池田有光委員，②板倉豊委員，③岩嶋樹也委員，④大西有三委員，  
⑤笠原三紀夫委員，⑥倉田学児委員，⑦島田洋子委員，⑧徳地直子委員

議 題：① 「横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業」に係る配慮書案についての審査  
② 「京都市中央卸売市場第一市場施設整備」に係る配慮書案についての審査  
③ 「京都市立御所南小学校新校舎等整備事業」に係る配慮書案についての審査

議 事 1 開会  
2 議事 以下のとおり  
3 閉会

### － 摘 録 －

事 務 局 現在，8名の出席を頂いている。京都市の環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の3分の1を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は，池田会長にお願いしたい。

池 田 会 長 それでは，議題1「横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業」に係る配慮書案についての審査に移ります。  
まず事務局から資料1-1及び資料2-1について説明をお願いします。

事 務 局 資料1-1では前回の審査会で出た意見のほか，審査会を欠席された委員の意見を取りまとめてお示ししている。また，それらの御指摘を踏まえ，答申（事務局案）を，お示ししている。  
資料2-1は，資料1-1の答申案部分を，そのまま抜き出し，答申書の形式に整えたものである。

### < 資料1-1，資料2-1について説明 >

池 田 会 長 まずは，「全般的事項」，「環境要素の選定」について，御意見はないか。御意見はないようなので，事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 （異議なしの声あり）

池 田 会 長 それでは原案のままとする。

続いて、「地下水の水質及び水位」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「地盤及び土壌」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「廃棄物等」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「その他」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは、議題2「京都市中央卸売市場第一市場施設整備」に係る配慮書案についての審査に移ります。  
まず事務局から資料1-2及び資料2-2について説明をお願いします。

事務局 資料1-2では前回の審査会で出た意見のほか、審査会を欠席された委員の意見を取りまとめてお示ししている。また、それらの御指摘を踏まえ、答申(事務局案)を、お示ししている。  
資料2-2は、資料1-2の答申案部分を、そのまま抜き出し、答申書の形式に整えたものである。

また、11月4日までの1月間、意見募集を行っており、1件の市民意見が寄せられたため、事業者から参考6のとおり、見解書が提出されているので、お示ししている。

#### < 参考6、資料1-2、資料2-2について説明 >

池田会長 まずは、「全般的事項」、「環境要素の選定」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは原案のままとする。  
続いて、「騒音及び振動」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「景観」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

- 池田会長 続いて、「その他」について、御意見はないか。
- 笠原委員 事業者の見解に対して審査会から意見を言う必要はあるのか。事業者は市民意見に対して誠実な回答をしており、心配しているわけではないが、今後、全ての事業者が見解で示したことを確実に履行するとは限らないと思う。そういった状況を懸念し、あえて見解に示したことを確実に実行するよう求める答申を述べるのも一つの手ではないか。
- 板倉委員 事業者が見解に示したことを確実に実行するよう求める答申を述べるか否かが論点であれば、私は笠原委員の意見に賛成である。
- 事務局 市民意見及びそれに対する事業者の見解についても、答申に盛り込むべき内容があるかを審査会で御議論いただきたい。
- 岩嶋委員 これまでの審査会での議論で抜け落ちていた部分についての市民意見があった場合に限り、答申の中に盛り込めばよいのではないか。事業者の見解は、担保される前提で考えていいのではないか。
- 倉田委員 今回の場合に限ると、寄せられた市民意見については、配慮書案に既に記載されている又は、今後記載されるため、あえて答申の中に盛り込む必要はないのではないか。
- 島田委員 今回寄せられた市民意見は、1件だけであり、審査会の場で全ての意見を十分議論することができるものであった。もし仮に、数百件もの市民意見が寄せられるような注目度の高い事業であった場合、それぞれの意見について、ここまで丁寧に目を通すことは難しくならざるを得ないだろう。そのようなケースも想定すると、1件当たりの取扱いに差が出てくるのが懸念される。
- 徳地委員 現在の答申書の事務局案のその他にある内容で、笠原委員の心配されているようなことについてもカバーできるのではないか。市長意見送付の際に、審査会からそのような思いが込められた意見であることを事務局から伝えてもらうというのはどうか。
- 事務局 例えば、多くの市民意見が寄せられる事業において、概ね同一の見解が示されているものの、一部の意見に対しては異なる見解が示された場合、先ほどの御意見のような「事業者の見解を誠実に履行するよう求める」という答申はできないと考えられる。そうであれば、今回についても、そのことを踏まえ、答申に盛り込む必要はないのではというのが事務局の考えである。
- 池田会長 それでは、事務局提示案のままでよろしいか。
- 一 同 (異議なしの声あり)
- 池田会長 それでは、議題3「京都市立御所南小学校新校舎等整備事業」に係る配慮書案についての審査に移ります。  
まず事務局から資料1-3及び資料2-3について説明をお願いします。
- 事務局 資料1-3では前回の審査会で出た意見のほか、審査会を欠席された委員の意見を取りまとめてお示ししている。また、それらの御指摘を踏まえ、答申(事務局案)を、お示ししている。  
資料2-3は、資料1-3の答申案部分を、そのまま抜き出し、答申書の形式に整

えたものである。

< 資料1-3, 資料2-3について説明 >

池田会長 まず、「全般的事項」、「環境要素の選定」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは原案のままとする。  
続いて、「生態系及び景観」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「その他」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは、本日の審議に基づき、3件の事業全てにおいて、事務局提示案から修正なしで答申として、よろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは事務局提示案をもって答申を確定させる。

< 答申書の受け渡し >

11:45 終了